

ビン収集運搬業務基本事項説明書

1. 業務名称 ビン収集運搬業務

2. 委託地域 大館市大館地域

3. 委託期間

令和6年6月1日～令和7年3月31日

4. 委託料の支払い

- ① 業務委託料の支払は月払いとする。
- ② 月ごとの請求額は、入札額の10分の1×1.10とする。
- ③ 月ごとの業務委託料に係る請求書は、請求の対象となる月の翌月10日（当日が土曜日、日曜日又は国民の祝日・休日にあたる日は、その直前の平日）までに提出すること。
- ④ 月ごとの業務委託料は、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。
- ⑤ 発注者が特別作業を指示した場合、またはごみ等収集世帯数、発注者の認定したごみ一時預かり所数に増減があっても委託料は変更しない。

業務委託仕様書

1 業務内容

ビン収集運搬

一般廃棄物処理実施計画に基づく指定区域（大館地域）を対象とする一般住宅、アパート等から排出されたガラスビンを集集し、北秋容器株式会社リサイクル工場または発注者が指定する場所に運搬するものとする。収集日は別表1「ビン収集町内別日程表」のとおりとする。

2 留意事項

- (1) 収集開始は8時30分からとし、翌日に持ち越さずに収集すること。
- (2) 収集運搬に際し、積み荷の飛散や転落がないよう措置を講ずること。
- (3) 作業を行う際は、安全に注意すること。
- (4) 発注者は、災害その他緊急な必要に応じて、特別作業を受注者に指示することがある。この場合において、受託者は万難を排して協力するものとする。
- (5) 受注者は、自己の雇用する作業員に身分証明書を常時携帯させ、常に身分を明らかにし、一般廃棄物収集運搬にあつては、服装、言語、及び就業態度に十分注意し、奉仕精神を徹底させ、市民に不快な念をいだかせることのないよう常に指導すること。

3 収集運搬用自動車及び機材等

- (1) 受注者の使用する収集運搬用自動車は平ボディ車とし、運転者のほかに作業員1名以上が乗車するものとする。
- (2) 収集運搬用自動車及び作業用器具は、常に清潔を保持し、収集運搬の実施にあつては、発注者の指示監督に従うこと。
- (3) 受注者は収集運搬用自動車の点検を常時行い、業務に万全を期すこと。
- (4) 発注者は、受注者が使用する収集運搬用自動車及び作業用器具の点検を行い、その維持管理に必要な指導を行うことができる。

4 業務管理責任者の選任

受注者は本業務の総括的な責任者である「業務管理責任者」を選任し、発注課に届け出るものとする。なお、業務管理責任者については3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者とする。

5 報告書の作成及び委託料

- (1) 受注者は、月ごとにビン収集状況について任意様式による報告書を作成し、発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、前項に規定する報告書を添えて委託料を請求するものとする。

6 調査等

発注者は必要があるときはいつでも受注者の経理内容について報告を求め、または諸帳簿、文書等を調査することができる。

7 法律の遵守

受注者は、業務を実施するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律ならびに大館市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成7年条例第10号）その他関係法令を遵守のこと。

8 事故時の対応

受注者は、業務中に発生した事故については、事故の大小を問わず速やかに発注者に報告すること。

9 契約の解除等

- (1) 本契約解除の申し出は、その60日前までに文書をもって、相手方に通知することとする。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号から第3号までに定める基準に適合しなくなったときは、本契約を解除することとする。

10 その他疑義が生じたとき等、必要に応じて両者協議のうえ定めることとする。

A	
第3金曜日	
町内名	
桂城	金坂
赤館	部垂町
桜町	相染町
向町	一心町
谷地町	新町
旭ヶ丘	市営新町・中町・向町住宅
愛宕町	古川町
大下町	鉄砲場
通町	独鈷町
川原町	栄町
田町	末広町
豊町	水門町
長倉町	弁天町
大正町	新富町
大町1区	寺町
常盤木町	昭和町
中町	馬喰町
仲見世	
神明町	南神明町
中神明町	北神明町
御坂	東新
新地	東町
小館町	小館花
南町	田代町1区～4区
南ヶ丘	雇用促進住宅
泉町	曙町
緑ヶ丘	餌釣
池内	萩野台1・2区

B				
第2火曜日				
町内名				
柄沢	東台1区～4区			
長根山	南たつみ町			
たつみ町				
城西町	住吉町			
根下戸	片山1区～5区			
片山アパート	片山3丁目			
天神町	天神緑町			
美園町	根下戸新町			
餅田1・2区	餅田団地			
山田渡	赤石沢			
舟場				
櫃崎	高戸谷	赤石	板沢	小袴
大披	出川	下川原(真中)		
上四羽出	下四羽出	三浦	本宮	
下川原(二井田)				
比内前田	杉沢			
大子内	中台			
中山	沢山	羽立	金谷	
下村	町	館	小坪川原	高村
曲田	道目木	大滝1・2区		
平内	下町	中町	上町	上新町
別所	沢尻	葛原	猿間	浦山
軽井沢1・2区				

C	
第3木曜日	
町内名	
御成町1丁目1～4区	
御成町2丁目～5丁目	
有浦1丁目～6丁目 (観音堂、大田面)	
東有浦町	
東成町	
小釈迦内	板子石
上袋町	日景町1・2区
向羽立	獅子ヶ森1区～3区
日鉾獅子ヶ森	釈迦内雇用促進住宅
県市営住宅	
立花1・2区	川口1区～6区
西大館町	隼人町
鳴滝	横岩
清水町	清水町住宅
清水南町	中道
中道1区	御成町市営住宅
沼館1・2区	松木1・2区
高館下	

D				
第2月曜日				
町内名				
上通	中通	大通	山神台	長面
長面袋	商人留	松峰	二ッ森	
釈迦内中台				
神山	姥沢	桜町1区～4区		
泉田	猫鼻	西前田		
本郷上	本郷下	繫沢	土目内	
二井山	鳥内	十三森	大森	
大森団地	花岡団地	長森団地		
中羽立	清水川	岩本	橋桁	
粕田1・2区	白沢1区～3区			
寺の沢	松原	陣場1・2区		
長走				
下代野	東二ッ屋			
宮袋	小茂内	芦田子	塞の神	
天下町1区～4区				
上代野	大茂内	小雪沢	大明神	
新沢	赤沢	黒沢	水沢	
茂内屋敷	籠谷	石淵	二ッ屋	
蕨ヶ岱	鳳町			

仕様書確認書

件名	ビン収集運搬業務
ホームページ掲載の仕様書により内容を確認しました。	
確認年月日	令和 年 月 日
会社名	
氏名	

※ ホームページ掲載の仕様書等で、業務の内容を確認された方は、入札参加申込書に本確認書を添付してください。